

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月11日
【会社名】	株式会社キョウデン
【英訳名】	KYODEN COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 鐘畿
【本店の所在の場所】	長野県上伊那郡箕輪町大字三日町482番地1 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行って おります。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	横浜市都筑区川和町280番地
【電話番号】	045(929)0501
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 矢澤 昭人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 205,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年8月11日(火)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。  
名称: 株式会社証券保管振替機構  
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,000,000株	205,000,000	
一般募集			
計(総発行株式)	1,000,000株	205,000,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
205		100株	平成27年8月31日		平成27年8月31日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに、当該株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われなないこととなります。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社キョウデン 経営企画部	横浜市都筑区川和町280番地

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目7-1

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
205,000,000	3,000,000	202,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬及び本有価証券届出書の作成費用等を予定しております。

##### (2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達した差引手取金につきましては、当社が平成27年7月1日付で全株式を取得いたしました新規子会社である株式会社キョウデンプレジジョン（以下「キョウデンプレジジョン」といいます。）の運営を維持するための年度内（特に本年内）人件費、仕入れ資金等の運転資金として充当する予定であります。

新たに当社グループの一員となったキョウデンプレジジョンの事業を円滑に継続し、当社グループの事業拡大を図ることで、当社グループ全体の企業価値が向上し、既存株主の皆さまの利益拡大に繋がるものと考えており、当該差引手取金の使途には合理性があるものと考えております。

なお、調達した資金については、平成27年9月頃に当社からキョウデンプレジジョンに対して貸し付けることを予定しており、貸付時期までの資金管理については、当社の銀行口座にて管理します。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
キョウデンプレジジョンに係る運転資金	202,000,000円	平成27年9月

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

#### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

##### 1【割当予定先の状況】

###### a 割当予定先の概要（平成27年8月11日現在）

名称	株式会社クラフト
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番12-1102号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 橋本 浩
資本金	10百万円
事業の内容	有価証券の保有及び管理
主たる出資者及びその出資比率	橋本 浩 100%

###### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先は、当社の普通株式15,325,000株（持株比率29.31%）を保有しております。
人事関係	割当予定先の代表取締役である橋本浩氏は当社の最高顧問であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## c 割当予定先の選定理由

当社グループは、電子事業を核として、TSP(トータル・ソリューション・プロバイダー：回路開発・設計から基板製造、実装組立事業までの一貫支援体制)を事業として展開しており、事業領域の拡大を今後の経営戦略の主要な柱としております。

そして、当該経営戦略の具体的な施策として、当社は、平成27年5月7日、当社が有しないプレス・成形・加工等に強みを持つ株式会社テックプレジジョン(東芝テック株式会社の100%子会社、以下「TPI」といいます。)との間で、TPIのプレス、成形、板金、ユニット組立、基板実装組立等の部品事業等の一部を当社において運営するべく、TPIが新設分割により新設予定の同事業を運営する会社の全株式をTPIより取得し、子会社化することを取締役会決議により決定し、当該決議に基づき、同年7月1日付で、TPIは、新設分割により当該事業を承継する新会社のキョウデンプレジジョンを設立し、当社がTPIより、キョウデンプレジジョンの全株式を譲り受けました(以下、上記新設分割及び株式取得を含め、「本株式取得等」といいます。)

本株式取得等に係る契約については、当初、当社と東芝テック株式会社及びTPIは、平成27年3月末に締結することを目指しておりましたが、両社における本株式取得等の検討・交渉が長期化したため、当該契約の締結が同年5月7日までずれ込んだ結果、キョウデンプレジジョンにおける本年度の支払条件、回収条件等の資金繰りに関する諸条件について確定が遅れました。これにより、当社は、キョウデンプレジジョンを子会社化した後の同社の運転資金の見通しを、当社における今期の期初の資金計画に盛り込むことができず、当該運転資金分について新たに資金調達を行う必要性が生じました。

当社は、財務の健全性を維持し、経済・経営環境の変化に対応できる安定した経営基盤を築くことこそが、企業価値向上のための重要な課題であると認識しており、かかる観点から、上記の資金調達的手段を慎重に検討いたしました。まず、当社は本年度、キョウデンプレジジョン、ジャンテック株式会社及びツルガスパンクリート株式会社(仮称)の3社を新たに子会社化しており、当該3社に対して新規設備投資を行い、当社グループとして発展的な事業展開を行っていくことを予定していることから、現在当社が保有している資金は極力保全しておきたいと考えております。次に、金融機関等からの借入による資金調達については、当社は既に事業運営に必要な資金の多くを銀行借入等により調達しており、上記の資金調達のためさらに借入を行い、有利子負債を増加させることは、当社の財務の健全性を損なうこととなるため、適切ではないと判断しました。さらに、公募増資については、第三者割当に比して資金調達に時間を要する一方、必要な額の資金調達は必ずしも担保されておらず、さらに調達資金の額からすれば公募増資に要する費用の負担が大きいと判断いたしました。

一方で、当社は、本有価証券届出書提出日現在、発行済株式数52,279,051株の6.87%にあたる3,592,570株を自己株式として保有しております。当社は、これまで機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってきましたが、上記の経緯から、資金調達方法を検討したところ、財務の健全性を維持しつつ資金を調達するためには、第三者割当による自己株式処分を行うことが適切であると判断しました。そして、上記のとおり、キョウデンプレジジョンにおける迅速かつ確実な運転資金の確保を実現する上では、第三者割当増資以外の手段は適切ではなく、割当予定先としても現時点において十分な資金力を確保することができるのは、現在の筆頭株主であり、当社最高顧問である橋本浩氏がその発行済株式の全てを保有する株式会社クラフトであると判断して、割当予定先とすることが適切であると判断しました。

以上を踏まえ、株式会社クラフトを本自己株式処分の割当予定先として選定しました。

## d 割り当てようとする株式の数

株式会社クラフト 当社普通株式 1,000,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先は、当社の創業者であり、最高顧問である橋本浩氏がその発行済株式に係る議決権の全部を所有する会社であり、現在も安定株主として当社株式のうち29.31%(平成27年3月31日現在)を保有しております。今後につきましても、当社は、割当予定先より、これまでと同様に長期的に継続して当社株式を保有していく意向を口頭により確認しております。

なお、当社は割当予定先である株式会社クラフトから、同社が割当株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名又は名称、住所及び譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を取得する予定です。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社が割当予定先に対して資金又は財産の保有状況等についてヒアリングを行った結果、割当予定先は本自己株式処分に対する払込みに要する資金を自己資金及び割当予定先の唯一の株主である橋本浩氏からの借入金により確保することとなります(なお、割当予定先は当社最高顧問の橋本浩氏の資産運用会社であり、同氏が代表取締役社長を務めております。)。当社は、割当予定先の自己資金を確認する趣旨で割当予定先の預金通帳の写しを受領し、自己資金の確保に問題がないことを確認しました。また、当社は、上記借入金の確保状況を確認する趣旨

で、橋本浩氏から割当予定先に対する貸付に係る割当予定先の借入申込書、当該貸付に係る橋本浩氏の貸付承諾書(契約締結日は平成27年7月28日、貸付金額は200,000,000円、貸付実行日は8月28日、金利は年0.0%、第1回返済期限は平成28年6月30日とし、以後毎年6月30日(平成28年以降4年間)とする。)の写し及び橋本浩氏の預金通帳の写しを受領しており、上記貸付が実行され、割当予定先において引受けに係る払込みを行うことが十分に可能であると判断いたしました。

なお、橋本浩氏より、当該貸付を実行するための重要な前提条件等がないこと、また契約締結日より貸付実行日まで1ヶ月の日が空いているのは、資金管理の観点から貸付の実行については払込期日の直前営業日である平成27年8月28日にしたとのことを確認しております。

以上を踏まえ、本自己株式処分に対する払込みに要する資金又は財産の存在は确实であり、払込みに要する資金等の状況については問題ないと考えております。

#### g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社クラフトは当社最高顧問であり第2位の株主でもある橋本浩氏の資産運用会社であって、同氏が代表取締役社長を務めている会社であります。そして、当社は、株式会社JPRサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介)に調査を依頼し、同社及び同社の役員又は同社の唯一の株主である橋本浩氏につき、暴力団等の反社会的勢力の関与が窺われる事実は確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、割当予定先は反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。また、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係を有しない旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### a 処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額は恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(平成27年8月10日)の東京証券取引所における当社株式の終値である205円としました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(平成27年8月10日)の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、当該終値が株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであることから、少数株主にとって経済的に不利益とならないものであり、算定根拠として合理的なものであると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当社株式の当該取締役会決議の直前営業日から遡る直近1ヵ月間(平成27年7月11日から平成27年8月10日)における終値平均である201円(円未満切り捨て)に対しては2.0%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアム、同直近3ヵ月間(平成27年5月11日から平成27年8月10日)における終値平均である201円(円未満切り捨て)に対しては2.0%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアム、同直近6ヵ月間(平成27年2月11日から平成27年8月10日)における終値平均である205円(円未満切り捨て)に対しては同額となります。以上を踏まえ、当社は、本自己株式処分は有利発行に該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(監査役3名中3名出席。うち2名は社外監査役)は、その決定過程に重要な誤りや不合理な点がないことを総合的に検討し、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることからすると、割当予定先に特に有利な処分価額には該当せず、適法かつ合理的なものである旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分による処分株式数は1,000,000株(議決権10,000個)であり、当社の発行済株式数52,279,051株に占める割合は1.91%(小数点以下第三位を四捨五入)、平成27年3月31日時点の総議決権数(486,821個)に対して2.05%(小数点以下第三位を四捨五入)となり、一定の希薄化をもたらしますが、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。

他方で、本自己株式処分は、上記「第3.1.c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の財務の健全性を維持しつつ、新たに子会社となったキョウデンプレシジョンの事業を円滑に継続し、事業拡大を図ることを目的としております。そして、当該目的を実現することは、当社グループ全体の企業価値の向上に資するものと考えております。

以上を踏まえれば、一定の株式の希薄化が生じるものの、上記目的の実現が中長期的な当社の企業価値及び株主価値の向上に資する点を考慮すれば、本自己株式処分は株式の希薄化を上回るメリットを有するものといえます。したがって、本自己株式処分に係る処分数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社クラフト	東京都港区赤坂二丁目17番12-1102号	15,325,000	31.48%	16,325,000	32.86%
橋本 浩	東京都品川区	14,615,976	30.02%	14,615,976	29.42%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	1,437,000	2.95%	1,437,000	2.89%
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目10-17	907,200	1.86%	907,200	1.83%
星川 輝	大阪府八尾市	650,000	1.34%	650,000	1.31%
キョウデン従業員持株会	長野県上伊那郡箕輪町大字三日町482番地1	369,254	0.76%	369,254	0.74%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	363,700	0.75%	363,700	0.73%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	337,700	0.69%	337,700	0.68%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	332,640	0.68%	332,640	0.67%
橋本 修	東京都品川区	326,000	0.67%	326,000	0.66%
計		34,664,470	71.21%	35,664,470	71.79%

(注) 1. 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の総議決権数(486,821個)に本自己株式処分により増加した議決権数(10,000個)を加えた数を分母として算出しております。

3. 所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 上記のほか、当社は、平成27年3月31日現在、3,592,570株を自己株式として保有しており、割当後の自己株式数は2,592,570株となります。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第33期有価証券報告書及び第34期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在（平成27年8月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている「事業等のリスク」における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の第33期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の提出日現在までの間において、以下の臨時報告書を平成27年6月29日に関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月29日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成27年6月25日開催の当社第33回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

取締役および監査役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する。

社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結できるように変更する。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、表記の会社法の条数に改訂があったため変更する。

上記条文の変更に伴い、条数の繰り下げを行う。

###### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、山口鐘畿氏、森清隆氏、永沼弘氏、岡本満氏、田中基博氏および長谷川洋二氏の6名を選任する。

###### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、清水純一氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	384,670	1,311	-	(注)1	可決(99.66%)
第2号議案					
山口 鐘畿	385,099	882	-	(注)2	可決(99.77%)
森 清隆	385,053	928	-		可決(99.75%)
永沼 弘	385,273	708	-		可決(99.81%)
岡本 満	384,999	982	-		可決(99.74%)
田中 基博	385,060	921	-		可決(99.76%)
長谷川 洋二	385,216	765	-		可決(99.80%)
第3号議案					
清水 純一	385,419	562	-	(注)2	可決(99.85%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第1四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月19日

株式会社キョウデン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 田 吉 泰 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉 田 昌 則 印
--------------------	-------	-----------

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キョウデンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キョウデン及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キョウデンの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社キョウデンが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月19日

株式会社キョウデン

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡田吉泰 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田昌則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キョウデンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キョウデンの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月3日

株式会社キョウデン

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡田吉泰 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小松 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キョウデンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キョウデン及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。